

堺市教育大綱 (案)

〇〇年〇〇月

堺市

目次

1. 位置づけ	1
2. 計画期間	1
3. 基本理念	1
4. 重要方針	1
Ⅰ 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く	2
Ⅱ 自分を大切にし、違いを認め合い、互いに成長する	3
Ⅲ 児童生徒、教員の力を伸ばす	4

策定にあたって

我が国の社会経済活動を取り巻く環境は、人口減少・高齢化の進行や、ICTをはじめとした技術革新の進展、グローバル化の一層の進展など、急激に変化し続けています。また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた普遍的な国際目標であるSDGsの達成や、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の共生社会の形成に向けた取組が求められています。

2020年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、社会経済活動に多大な影響を及ぼしました。学校教育の現場においても、臨時休業措置中の学びの保障など様々な課題への対応が求められました。このような不測の事態が起こっても学びを止めない教育環境の整備が必要となります。

目まぐるしく変化し続ける時代においても、子どもが自ら未来を切り拓き、それぞれの幸せを実現することができるよう、「自立し、これからの時代を生き抜くための可能性を伸ばす」、「自分を大切にし、相手を思いやる」、「時代の流れに対応した教育を実践する」、「全ての分野でICTを徹底的に活用する」の考えを基本に、私の教育に臨む姿勢を示すものとして、教育委員会と十分議論を行い、新たに「堺市教育大綱」を策定しました。

今後5年間においては、学校教育を所掌する教育委員会と福祉や子育てなどの分野を所掌する市長部局とが本大綱に沿って相互に連携し、家庭、地域など教育に関わるすべての方々と協力して堺の子どもの成長のために、スピード感を持って着実に取組を推進します。

〇〇年〇〇月

堺市長 永藤 英機

1. 位置づけ

堺市教育大綱（以下、「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられるもので、堺市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <抜粋>

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

2. 計画期間

2021年度から2025年度までの5年間を大綱の期間とします。

3. 基本理念

未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育

4. 重要方針

基本理念のもと、3つの重要方針を定めます。

- Ⅰ 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く
- Ⅱ 自分を大切にし、違いを認め合い、互いに成長する
- Ⅲ 児童生徒、教員の力を伸ばす

I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く

①堺の歴史を知り、伝統や文化、イノベーション精神など堺の土台を継承して子どもの可能性を伸ばす

堺は、古くから世界と交流し、「もののはじまりなんでも堺」と言われるほどイノベーション精神に溢れ、様々な新しいものを生み出してきました。子どもが世界や様々な分野に視野を広げ、可能性を伸ばすことができるよう、全国的にも類稀な堺の歴史を理解し、伝統や文化、イノベーション精神などの堺の土台を継承します。

②基本的な学力を確実に習得し、英語や ICT などこれからの時代に必要な手段を使いこなす力を身につける

今後変化していく時代や社会の中で求められるものは、多岐にわたります。子どもが、基礎学力を確実に習得した上で、社会の一員として必要な知識・教養を身につけられるよう取り組みます。また、グローバル化や超スマート社会の到来により必要となるコミュニケーションツールとしての英語や、ICT を使いこなせる力を子どもの頃から身につけられるよう、積極的に取組を推進します。

③自ら考え、創造し、表現する力を身につける

子どもが可能性を最大限発揮するためには、自ら考え、自らの将来を創造し、表現する力を身につけることが大切です。学習の基礎となる読解力と集中力、自分の意見や思いを的確に他者に伝える力（表現力）を身につけることができるよう、取組を推進します。

④健やかな成長を支え、創造的な活動をする心と身体を育む

子どもが健やかに成長し、創造的な活動を行うためには、心も身体も健康であることが大切です。悩みや不安、ストレスを抱えている子どもへの心のケアを充実し、地域との連携によるスポーツの振興や体力・運動能力の向上に取り組みます。

II 自分を大切にし、違いを認め合い、互いに成長する

①自他ともに尊重できる心を養う

インターネットの普及により様々な情報が溢れ、人と人との関係性が複雑化する社会において、子どもが自立し成長するためには、自尊感情を育成し、多様性を認める心を養うことが重要です。生きることの目的・目標を持ち、達成することの喜びを感じられる自尊心を高める取組や、自らの個性を見つめることで他者に対しても違いを許容し、思いやりを持つことができる取組を推進します。

②いじめや児童虐待への対応を強化する

子どもの健やかな成長を支えるためには、心身に重大な影響を与えるいじめや児童虐待から守ることが不可欠です。相談機能の充実・強化、市長部局、教育委員会、スクールカウンセラー、地域、警察などが強固な連携のもと、それぞれが持つ専門知識、ネットワークなどを活用して、いじめや児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組み、早期解決を図ります。

③すべての子どもの置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保する

障害がある子どもや家庭の経済環境が厳しい子ども、不登校の子どもなど、状況や取り巻く環境は様々であり、新型コロナウイルス感染症など想定外の事態が生じる場合もあります。すべての子どもが置かれた状況に関わらず着実に学ぶことができるよう、ICTなどの様々な手段を活用しながら学びの機会を確保します。

Ⅲ 児童生徒、教員の力を伸ばす

①教職員の多忙化を解消し、熱意と指導力を持つ教員を育成する

時代の変化により、教職員に求められる役割は増加しています。ICT を最大限に活用した校務の効率化などによる教職員の働き方改革を推進することにより、多忙化の解消を図り、児童生徒とより深く向き合い、関わることのできる環境を作ります。

また、経験年数の少ない教員などが、信頼され、熱意と指導力を持って児童生徒と向き合うことができるよう、育成に力を入れます。

②児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する

将来のそれぞれの校区の人口動態を見据え、学校規模とクラス人数の効果的なバランスを考え、児童生徒数の変化による教育課題に的確に対応するため、学区や学校規模の最適化に取り組み、学校間における学習環境の偏りがない効果的な教育を行うことができる環境を整えます。

③子どもの学びや育ちを支える

子どもが学校で過ごす時間だけでなく、様々な機会を通じて学び、健やかに育つことができるよう、家庭や行政、地域、企業、大学などが協力し、子どもの学びを支える環境を作ります。

また、教育委員会だけでなく、市長部局の各部局が専門とする分野を活かした子どもに対する支援を行います。

堺市教育大綱（案）

〇〇年〇〇月

堺市 市長公室 政策企画部 政策推進担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7517 F A X：072-222-9694

メール：kikaku@city.sakai.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 〇-〇〇-〇〇-〇〇〇〇

